

消費税の軽減税率に対する準備はできていますか？

商工会議所のホームページから

消費税の軽減税率に関する

セミナーがご覧いただけます！

新南陽商工会議所

検索

ご利用には ID とパスワードが必要です

【会員限定通知ID・パスワード】

セミナー実施期間：2019年6月1日～2020年1月31日

映像と音声による本格的な
セミナーが受講できます。

何時でも

何処でも

何度でも

無料

軽減税率対策セミナーラインナップ

1 『複数税率対応レジ導入補助金』 ＜約 45 分＞ 講師：井手 美由樹	2 『軽減税率の基礎知識』 ＜約 45 分＞ 講師：仲光 和之
3 消費税『区分経理の実務』 ＜約 45 分＞ 講師：小野 恵	4 『キャッシュレス決済入門』 ＜約 45 分＞ 講師：井手 美由樹

ステップ1

商工会議所の HP から

商工会議所のホームページより、「軽減税率対策セミナー」のバナーにアクセスしてください。

商工会議所の HP より
軽減税率対策セミナーが何時でも視聴できます。

ステップ2

ID とパスワードを入力

「消費税軽減税率対策セミナー」ページが表示されますので、【ログイン】ボタンをクリックし ID とパスワードを入力して下さい。



ご利用には「ID とパスワード」が必要です。

ステップ3

セミナー視聴

動画と音声による本格的なセミナーが視聴できます。

「忙しくてセミナーに参加できない」「空いている時間に少しでも勉強したい」などご都合に合わせて何時でも・何処でも・何度でもご利用いただけます。

Apple Mac/
WindowsPC
iPhone/Android 対応

軽減税率制度への対応には準備が必要です！



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となります。

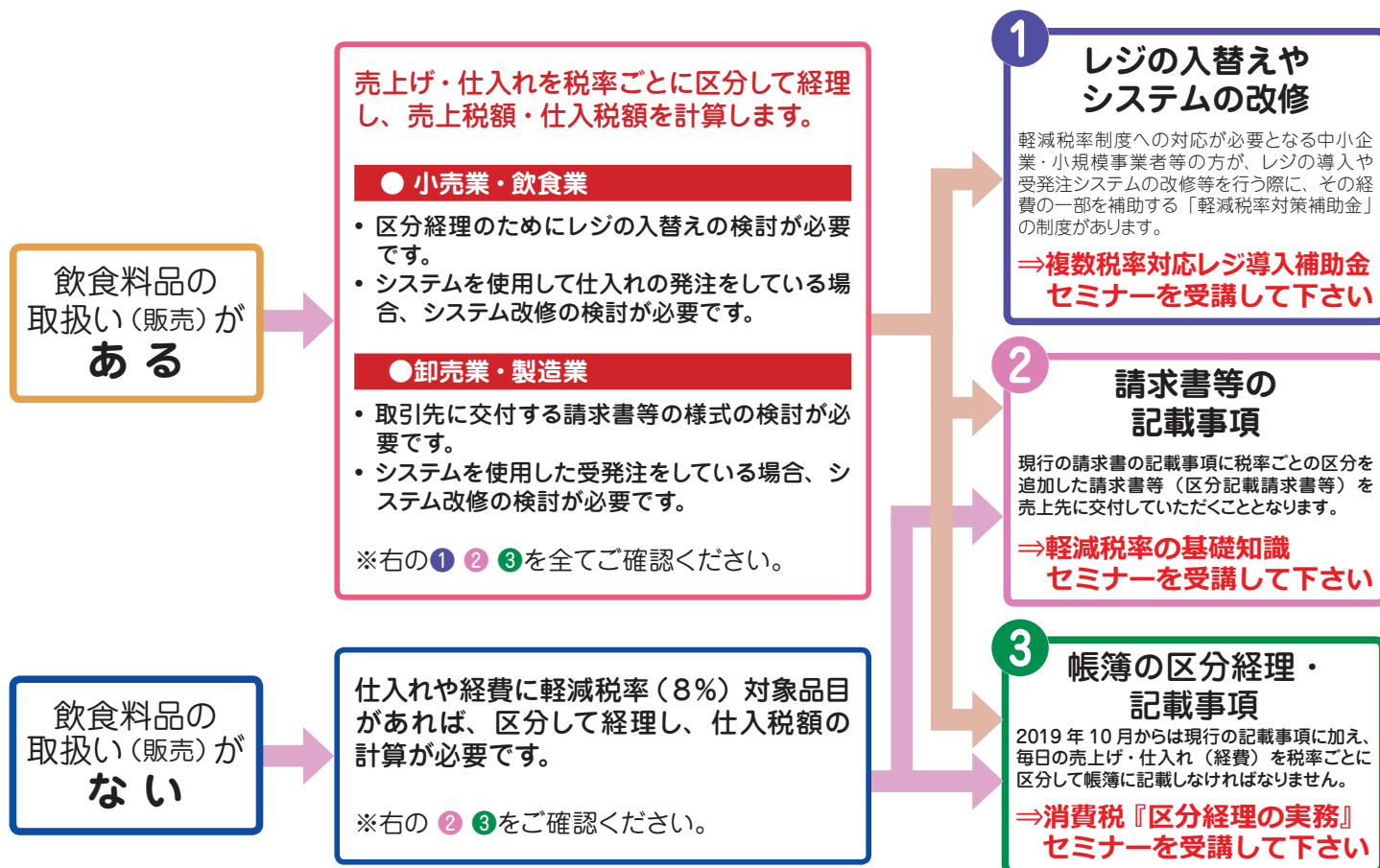
軽減税率（8%）の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。 POINT

以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う（販売する）事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。



消費税価格転嫁対策・軽減税率制度に関するご相談は下記に

新南陽商工会議所

〒746-0017 周南市宮の前 2-6-13
Tel. 0834-63-3315 Fax. 0834-63-8397
E-mail : info@s-cci.or.jp
URL : <https://www.s-cci.or.jp/>